

宇土市入札監視委員会 審議概要

開催日		平成27年2月27日(金)	
場所		宇土市役所5階第1会議室	
出席者	委員会	村上 泰浩 委員長 上拂 耕生 委員 尾沢 安治郎 委員 伊藤 博士 委員 桑田 宏一 委員	
	市	指名等審査会委員, 事務局(財政課契約管財係), 工事検査係	
審議対象期間		平成26年9月1日～平成27年1月31日	
抽出案件		133	(備考)
一般競争入札		2	
指名競争入札		131	
1億円以上		(0)	
5千万円以上1億円未満		(0)	
1千万円以上5千万円未満		(24)	
5百万円以上1千万円未満		(32)	
3百万円以上5百万円未満		(27)	
3百万円未満		(48)	
随意契約		0	
その他		0	
委員からの意見・質問, それに対する回答		意見・質問	回答
		次のとおり	次のとおり
委員会による意見の具申の内容		次のとおり	

(開会)

1 入札制度及び対象期間内の工事について

【事務局より、入札制度について、また対象期間内に行った工事入札全般についての説明】

質問及び意見	回 答
<p>・ 予定価格を事前公表している中で、予定価格と同額で入札している業者が複数あったが、こういった業者は落札する意志があるのか。また、応札した業者は全て予定価格で同額となった場合はどうなるのか。</p>	<p>・ 入札辞退をしていないので落札意志がないわけではない。ただ、建設業者の手持ち工事や経営状況、工事内容等含め積極的に落札できない事情があり、予定価格での入札になったものと推測する。他の自治体でも同様にケースが見られる。また、全て同額となった場合は抽選により落札者を決定する。</p>
<p>・ 前回の入札監視委員会対象案件「平成 25 年度長部田地区防潮樋門ゲート設置工事」から半年も経たないうちに今回の対象案件に「平成 26 年度 長部田地区防潮樋門付帯工事」がある。ゲートの補修といった関連あるものではないのか。</p>	<p>・ 今回対象となった付帯工事はゲートの補修ではなく、一部未設置であった転落防止柵を設置するものである。</p>

2 指名停止措置等について

【事務局より、期間内の指名停止措置、指名回避措置についての説明】

質問及び意見	回 答
<p>・ 今回、指名停止となった 2 社と宇土市は過去に契約を結んだことはあるのか。</p>	<p>・ 過去 5 年間遡って確認したところ、(株)コンサルハマダと平成 25 年に 1 件、(株)熊本総合技術コンサルタントと平成 23 年に 1 件契約したことがある。</p>
<p>・ 指名停止の 2 社は同じ住所であるがどのような関係か。また、現在はどうなっているのか。</p>	<p>・ 逮捕者が当時、2 社両方の代表取締役であり、同じ建物のフロア違いで会社が別々になっている。また、2 社とも営業を続けている。</p>

3 抽出事案について

【事務局より、抽出事案3件の工事概要、指名の経緯、開札結果について説明】

	件名	入札等方式	指名競争入札：指名業者選定理由	落札率 (%)
		参加業者	条件付一般競争入札：参加資格設定理由	
1	平成26年度 宇土終末処理場1次消化槽更新機械設備工事(その1)(対象案件の中で最も契約金額が高く、最も落札率の高い案件)	条件付一般競争 市外2社	資格審査会による入札参加資格について。 以下は基本的要件以外。 ・九州管内に、営業所を有すること ・経営事項審査における水道施設工事の総合評定値が1,000点以上であること。また、熊本県内に主たる営業所を有する業者は、900点以上であること。 ・平成15年度以降に単独又は共同企業体の代表者として、1槽当たり1,000立法メートル規模以上の下水道法(昭和33年法律第79号)に定める終末処理場に係る汚泥消化槽の設備工事(更新工事に限る)を元請として施工した実績を有すること ・1級土木施工管理技士の資格を有する者及び水道施設工事に係る有効な監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者で、3ヶ月以上の雇用関係がある者を当該工事に専任で監理技術者又は主任技術者として配置できること。 ※競争参加資格確認申請の締切日以前に3か月以上の雇用関係がある者	99.79
2	宇土市老人ホーム芝光苑トイレ改修工事(対象案件の中で2番目に落札率の高い案件)	指名競争 市内7社	「指名審査方針」による。 建築一式工事であり、市内の有資格業者より指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	99.66
3	平成26年度 準用河川船場川改修工事(対象案件の中で最も落札率の低い案件)	指名競争 市内13社	指名審査方針による。 土木一式工事であり、市内の有資格業者より指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	83.43

質疑内容

<p>① 宇土終末処理場の更新対象となっている機材のメーカーは今回落札した業者ものか。</p> <p>② 当時設置したメーカーは今回の入札に参加したのか。また、業者が変わることで処理場での作業に影響はないのか。</p> <p>③ 2番目の抽出案件は指名業者が市内7社とある。ほかの同種同規模工事と比較して数が少ないのはなぜか。</p> <p>④ 最低制限価格は事前にわかるものなのか。</p>	<p>① 別メーカーである。</p> <p>② 当時の業者は今回の入札にあたり、閲覧にも来ていない。また、今回メーカーが変わるが、工事の内容が単なる機械の更新でなく、作業の工法も含めた機械更新であるため、影響はない。</p> <p>③ 手持ち工事を多く抱えている業者を指名から外しているため少なくなっている。</p> <p>④ 事前にはわからない。入札額や応札者の状況によって変わるため開札しないと決まらない。ちなみに、本市の最低制限価格は事後公表となっている。</p>
--	---

(閉会)